

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。


「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- ご契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について
- 告知義務について
- 責任開始期と契約日について
- 保険金等をお支払いできない場合について

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

保険販売資格をもつ募集人について

株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとジブラルタ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に申し込んで確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】ジブラルタ生命コールセンター  **0120-59-2269** 受付時間/平日8:30~20:00 土曜9:00~17:00(日曜・祝日を除く)

募集代理店(三菱東京UFJ銀行)からのご説明事項

- 積立利率更改型一時払終身保険「フォーライフカレンシー」にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 積立利率更改型一時払終身保険「フォーライフカレンシー」はジブラルタ生命保険株式会社を引受保険会社とする保険商品です。このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)。
- 当行は積立利率更改型一時払終身保険「フォーライフカレンシー」の引受保険会社であるジブラルタ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先もしくは当行への融資申込状況等により、当行でお申込みいただけない場合があります。


「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」に記載しております様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

アフターサービスについて

積立利率は毎月1日と16日に設定され、ご契約時は契約日における積立利率が適用されます。積立利率は以下の方法でご確認いただけます。

■電話による各種サービス



ジブラルタ生命コールセンター
 **0120-59-2269**

受付時間/平日 8:30~20:00 土曜 9:00~17:00(日曜・祝日を除く)

<各種サービス内容>

- 住所変更手続き
- 保険証券の再発行手続き
- 保障内容の確認等の対応 等

■インターネットによる各種サービス



ジブラルタ生命ホームページ
http://www.gib-life.co.jp

<各種サービス内容>

- 契約内容のご確認
- 保険証券再発行のご請求
- 住所・電話番号等のご変更 等

(お問い合わせ、ご照会先)
募集代理店

 **株式会社 三菱東京UFJ銀行**
MUFG

三菱東京UFJ銀行コールセンター[保険]
0120-860-777

月~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く)
<http://www.bk.mufg.jp>


平成22年3月現在(No.05552)

(ご契約後のご照会先)
引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

ジブラルタ生命コールセンター

 **0120-59-2269**

受付時間/平日 8:30~20:00
土曜 9:00~17:00(日曜・祝日を除く)

ジブラルタ生命のホームページ <http://www.gib-life.co.jp>

MU-FLC08-01 Gi-A-2009-140(2010.3.8)

多彩な4つの通貨で
家族のあんしんを準備する

Forlife Currency フォーライフカレンシー

積立利率更改型一時払終身保険(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

募集代理店



三菱東京UFJ銀行

この保険の引受保険会社はジブラルタ生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行は、ジブラルタ生命保険株式会社の募集代理店です。

引受保険会社



契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な生命保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1

本商品の引受保険会社について

引受保険会社	ジブラルタ生命保険株式会社
本社所在地	〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10
お問い合わせ先	ジブラルタ生命コールセンター (受付時間/平日8:30~20:00、土曜9:00~17:00 (日曜・祝日を除く)) TEL 0120-59-2269 ホームページ http://www.gib-life.co.jp

2

「フォーライフカレンシー」(積立利率更改型一時払終身保険)の仕組みと特徴

■ 保険商品の名称：積立利率更改型一時払終身保険

■ 商品の特徴

●この保険は、ご契約時に保険料を一時払で払い込み、生涯にわたる死亡保障がある商品です。一時払保険料や死亡保険金額等、この保険にかかる金銭の授受は、運用通貨*(米ドル、ユーロ、豪ドル、円)で行います。

*当契約概要では、各通貨建(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)契約における通貨を運用通貨といえます。

●外貨建(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建)のご契約について、保険料を円で払い込む場合や、保険金額等を円で受け取る場合(外貨で受け取った後、円に換算して受け取る場合を含みます)等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

●この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金額に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減します。また、契約日から10年以内に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

- 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回(1日と16日)設定されます。
- 積立利率は契約日の利率を直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から10年ごとの契約日の年単位の契約応当日)の前日まで適用されます。その後、積立利率計算基準日ごとに各積立利率計算基準日における積立利率に更改されます。
- 被保険者が死亡した場合は、死亡保険金として死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のうちいずれか大きい金額をお支払いします。また、「遺族年金特約」を付加することで、一時金にかえて年金によりお受取りいただけます。
- 外貨建(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建)のご契約について保険料を円で払い込む場合や保険金額、年金額等を円で受け取る場合は為替手数料をご負担いただきます。また、外貨での受取りの際に諸手数料をご負担いただく場合があります。
- 積立金定期引出特約を付加する場合、ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金としてお受取りいただけます(くわしくは5~6ページの「仕組み(積立金定期引出タイプ:積立金定期引出特約が付加されているタイプ)(米ドル建の場合)」をご覧ください)。
- ご提案の一時払保険料等引受条件の具体的な数値については申込書にてご確認ください。

この保険は、ご契約時に2つのタイプからご選択いただけます。

基本

タイプ

10年ごとに更改される積立利率で資産を運用通貨で着実にふやしながら終身にわたり死亡保障を確保することができます

- 「米ドル」「ユーロ」「豪ドル」「円」の中から運用通貨をご選択いただけます。
- 積立利率は10年ごとに更改され、次回更改時(10年後)まで適用されます。積立利率は更改時の金利環境に応じて見直されます。
- 被保険者がお亡くなりになった場合は死亡保険金を、また不慮の事故等でお亡くなりになった場合は災害死亡保険金をお支払いします。死亡保障は終身にわたって確保されます。

積立金 定期引出

タイプ

積立利率に応じて設定される定期引出金を受け取りながら終身にわたり死亡保障を確保することができます

- 「米ドル」「ユーロ」「豪ドル」の中から運用通貨をご選択いただけます。
- ご契約時にご選択いただいた通貨ごとに異なる積立利率に応じて設定される定期引出金を、毎年お受取りいただくことが可能です。
- 積立利率は10年ごとに更改され、次回更改時(10年後)まで適用されます。積立利率は更改時の金利環境に応じて見直されます。
- 被保険者がお亡くなりになった場合は死亡保険金を、また不慮の事故等でお亡くなりになった場合は災害死亡保険金をお支払いします。死亡保障は終身にわたって確保されます。

契約概要

[仕組み (基本タイプ: 積立金定期引出特約が付加されていないタイプ) (米ドル建の場合)]

[運用通貨]



米ドル



ユーロ



豪ドル



円



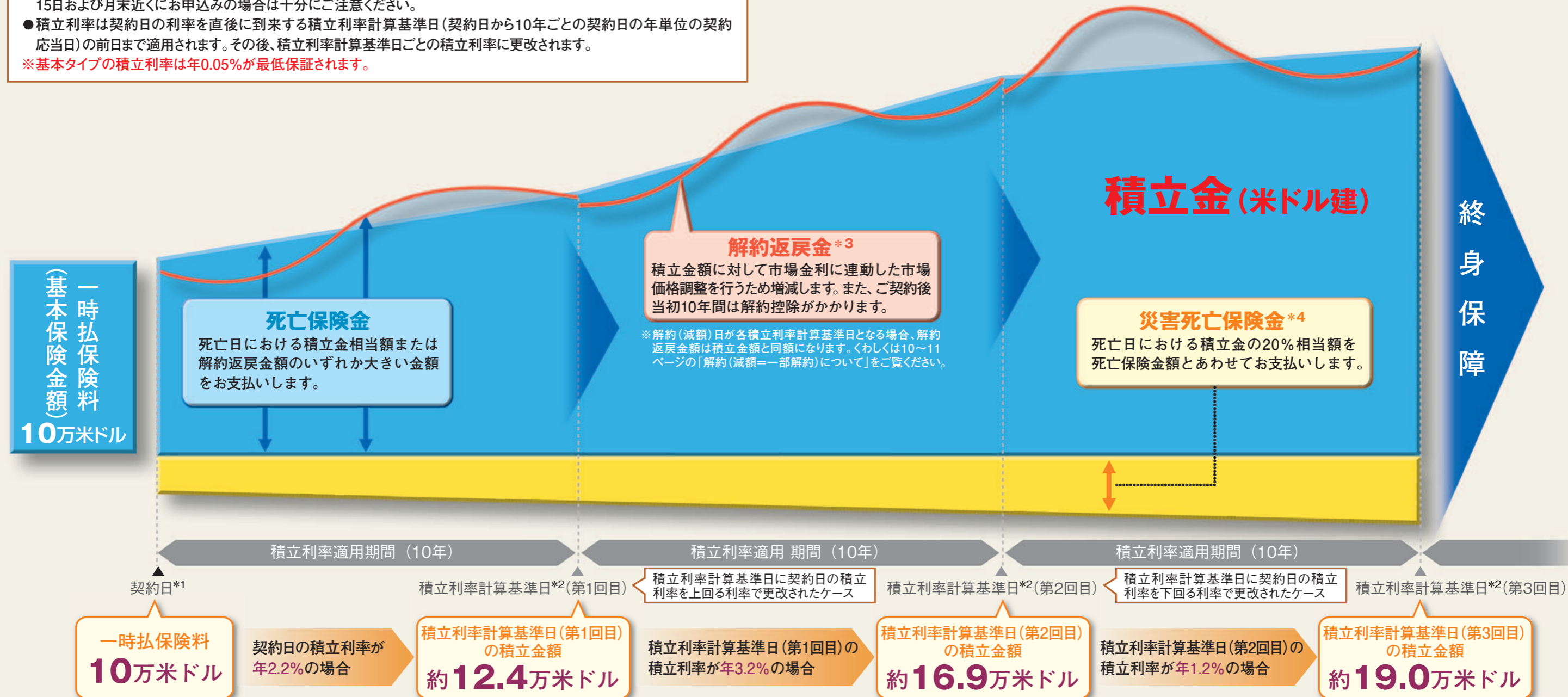
ご契約例

- 保険期間: 終身 ● 運用通貨: 米ドル ● 一時払保険料: 10万米ドル ● 契約日の積立利率: 年2.2%*
- 積立利率計算基準日(第1回目)の積立利率: 年3.2%* ● 積立利率計算基準日(第2回目)の積立利率: 年1.2%*

*記載の各積立利率は例示です。実際のご契約にあたっては契約日および各積立利率計算基準日の積立利率が適用されますのでご注意ください。

積立利率、積立利率適用期間について

- 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回(1日と16日)設定され、契約日時時点で設定されている積立利率が適用されます。お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。
 - 積立利率は契約日の利率を直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から10年ごとの契約日の年単位の契約応当日)の前日まで適用されます。その後、積立利率計算基準日ごとの積立利率に更改されます。
- ※基本タイプの積立利率は年0.05%が最低保証されます。



*1 契約日(責任開始日)は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額がジブラルタ生命に着金した日のいずれか遅い日となります。
 *2 積立利率計算基準日は、契約日から10年ごとの契約日の年単位の契約応当日をいいます。
 *3 積立利率計算基準日以外の日に解約した場合、解約返戻金額には市場価格調整が行われます(くわしくは10～11ページの「解約(減額=一部解約)について」をご覧ください)。上記イメージ図では、積立利率計算基準日の解約返戻金額と比較して、積立利率計算基準日の翌日の解約返戻金額は一般的に減少することを示しています。

*4 契約日(責任開始日)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または契約日(責任開始日)以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金額とあわせてお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
 ※この図はイメージであり将来の(災害)死亡保険金額、解約返戻金額等を保証するものではありません。

契約概要

[仕組み (積立金定期引出タイプ: 積立金定期引出特約が付加されているタイプ) (米ドル建の場合)]

[運用通貨]



米ドル



ユーロ



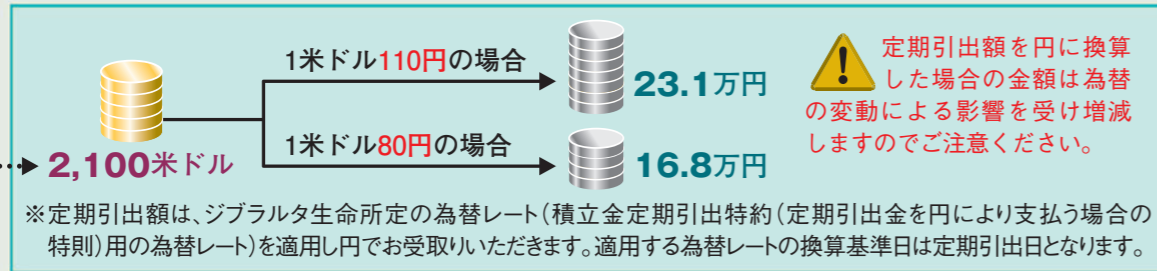
豪ドル



ご契約例

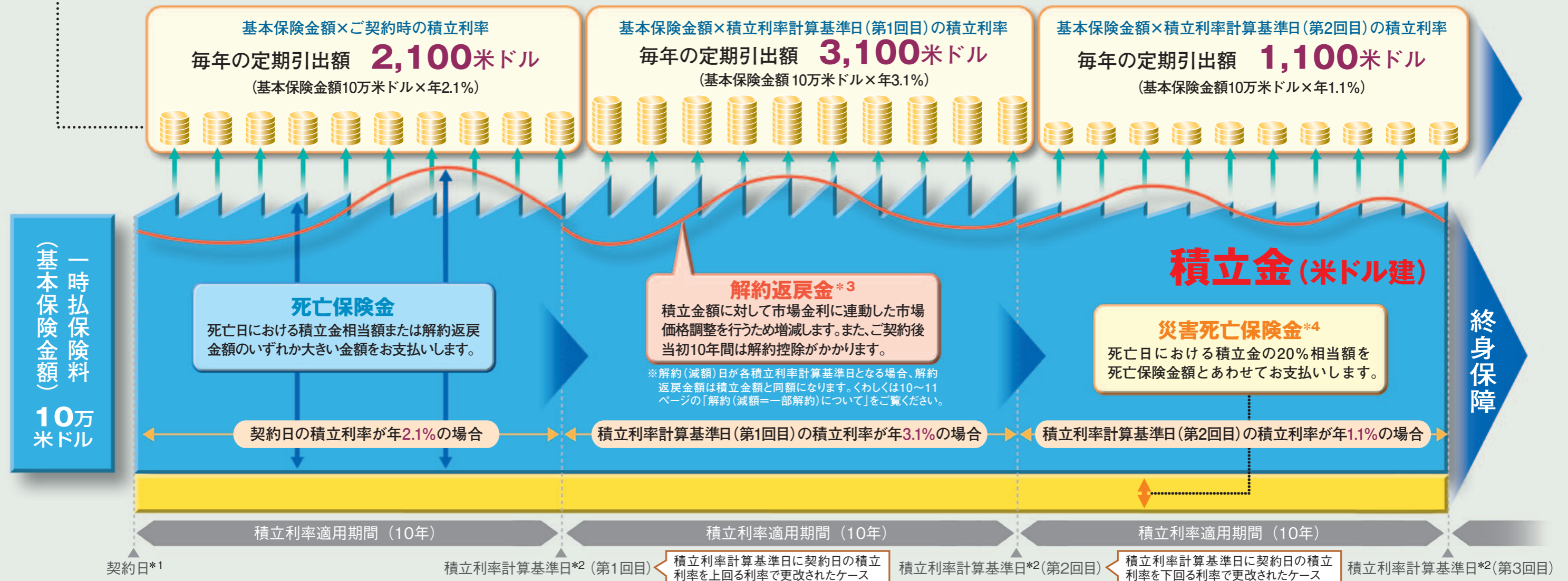
- 保険期間: 終身 ● 運用通貨: 米ドル ● 一時払保険料: 10万米ドル ● 契約日の積立利率: 年2.1%*
 - 積立利率計算基準日(第1回目)の積立利率: 年3.1%* ● 積立利率計算基準日(第2回目)の積立利率: 年1.1%*
- *記載の各積立利率は例示です。実際のご契約にあたっては契約日および各積立利率計算基準日の積立利率が適用されますのでご注意ください。

[定期引出金は円でお受取りいただけます]



積立利率、積立利率適用期間について

- 積立利率は所定の指標金利に基づき毎月2回(1日と16日)設定され、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。
 - 積立利率は契約日の利率を直後に到来する積立利率計算基準日(契約日から10年ごとの契約日の年単位の契約応当日)の前日まで適用されます。その後、積立利率計算基準日ごとの積立利率に更改されます。
- ※積立金定期引出特約を付加する際に設定される積立利率がジブラルタ生命所定の利率を下回る場合、この特約を付加することはできません。
- ※定期引出に要する費用がかかることから積立金定期引出特約を付加した場合の積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります(積立利率計算基準日における積立利率は基本タイプで最低保証している年0.05%を下回ることがあります)。



*1 契約日(責任開始日)は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額がジブラルタ生命に着金した日のいずれか遅い日となります。
*2 積立利率計算基準日は、契約日から10年ごとの契約日の年単位の契約応当日をいいます。
*3 積立利率計算基準日以外の日に解約した場合、解約返戻金額には市場価格調整が行われます(くわしくは10～11ページの「解約(減額=一部解約)について」をご覧ください)。上記イメージ図では、積立利率計算基準日の解約返戻金額と比較して、積立利率計算基準日の翌日の解約返戻金額は一般的に減少することを示しています。

*4 契約日(責任開始日)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または契約日(責任開始日)以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金額とあわせてお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※この図はイメージであり将来の(災害)死亡保険金額、解約返戻金額、定期引出額等を保証するものではありません。なお、災害死亡保険金額について、積立金の20%相当額を反映していません。

契約概要

3 保障内容について

名称	支払事由
死亡保険金	被保険者の死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額を死亡保険金受取人にお支払いします。
災害死亡保険金*	被保険者が不慮の事故等により死亡されたとき、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金額とあわせて死亡保険金受取人にお支払いします。

* 契約日(責任開始日)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合、または契約日(責任開始日)以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合、死亡日における積立金の20%相当額を死亡保険金額とあわせてお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

責任開始日と契約日について
 ジブラルタ生命がご契約の保障を開始する責任開始日(契約日)は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額がジブラルタ生命に着金した日のいずれか遅い日です。必ずしも契約日と申込日(保険料をお支払いいただいた日)が同一とはなりませんのでご注意ください。

契約日(責任開始日)からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺したときや、契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき等は死亡保険金をお支払いできません。

4 付加できる特約とその内容について

円支払特約

円でお受取りいただけます

● 外貨建の(災害)死亡保険金、解約返戻金等をジブラルタ生命所定の為替レート(円支払特約用の為替レート*)で円に換算し、お受取りいただけます(くわしくは13ページの「外貨のお取扱いによりご負担いただく費用」をご覧ください)。

対象	換算基準日
(災害)死亡保険金	被保険者の死亡日
解約返戻金	解約日(減額日) (所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日)

*このレートは、ジブラルタ生命が指標として指定する銀行が公示する換算基準日(その日が、ジブラルタ生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日)のTTB(対顧客電信買相場)(1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値)を下回ることはありません。

※この特約を付加して保険金額を円でお受け取る場合、被保険者の死亡日における為替相場により円に換算した保険金額が、保険料払込時の為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合がありますのでご注意ください。

積立金定期引出特約

毎年、定期引出金をお受取りいただけます

● 積立金の一部を取り崩し、定期引出金として契約者にお支払いします。定期引出金の額(定期引出額)は、積立利率適用期間ごとに以下の算式で計算されます。

$$\text{定期引出額} = \text{基本保険金額} \times \text{積立利率}$$

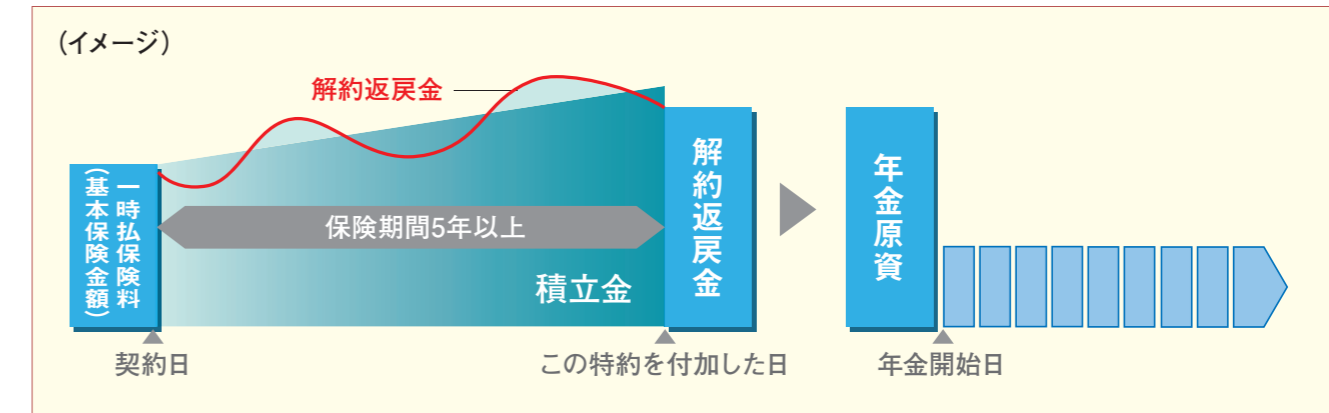
- 定期引出金は毎年の定期引出日*1(契約日から1年ごとの年単位の契約応当日)にお支払いします。定期引出日が積立利率計算基準日と同日となる際の定期引出額は、定期引出日の前日の属する積立利率適用期間における定期引出額となります(このときの定期引出額は更改後の積立利率適用期間における定期引出額と異なりますのでご注意ください)。
- 定期引出金がお支払された場合、支払直後の積立金額は支払前の積立金額から定期引出額を差し引いた金額となります。なお、定期引出額のお支払時に基本保険金額が減額されることはありません。
- 定期引出額は、ジブラルタ生命所定の為替レート(積立金定期引出特約(定期引出金を円により支払う場合の特約)用の為替レート*2)を適用し円でお受取りいただけます。適用する為替レートの換算基準日は定期引出日となります。
- この特約は契約時にのみ付加できます。中途付加は取り扱いません。
- 直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約するお申出の場合に限り、この特約を解約することができます。
- 基本保険金額の減額が行われた場合、減額日の属する積立利率適用期間における定期引出額は再計算(減額)されます。

*1 定期引出日と定期引出金の着金日は異なる場合があります。

*2 くわしくは13ページの「外貨のお取扱いによりご負担いただく費用」をご覧ください。

年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)

最短5年で年金として受け取ることも可能です



● 契約日から5年経過以後、この特約を付加することで、この特約を付加した日(ジブラルタ生命が書類を受け付けた日)における解約または減額による解約返戻金をもとに年金を受け取ることができます。年金開始日はこの特約を付加した日となります。

● 年金種類は確定年金(年金受取期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年)、保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)、保証金額付終身年金のいずれかとなります。なお、複数の年金種類を選択することも可能です。

※保証期間付終身年金および保証金額付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が40歳以上の場合のみ選択いただけます。
 ※年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等(予定利率*、予定死亡率等)に基づいて計算され、算出されるものです。ただし、1回あたりの年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額(米ドル建の場合500米ドル、ユーロ建の場合500ユーロ、豪ドル建の場合500豪ドル、円建の場合2万円(将来変更される可能性があります))に満たない場合、この特約を付加することができません。

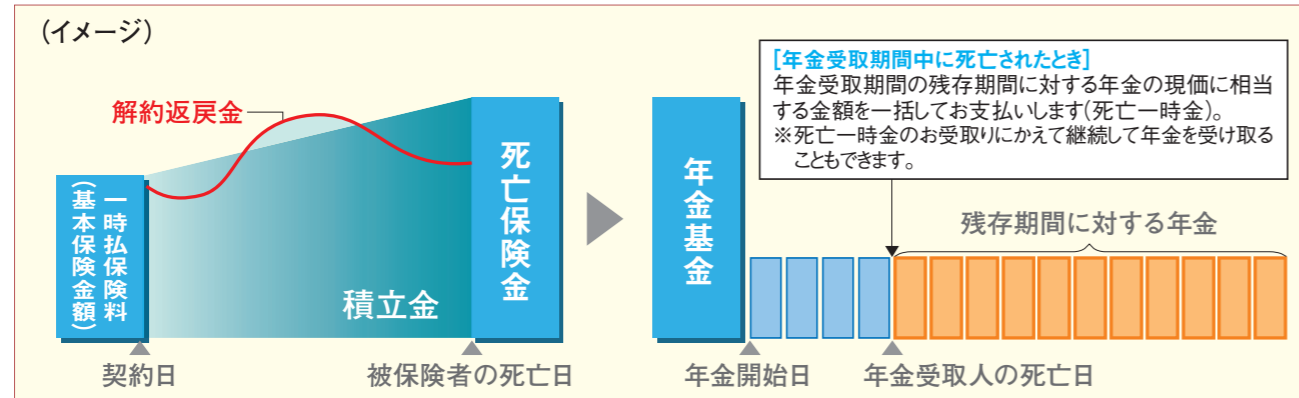
* 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。

※ 運用通貨が外貨で、この特約の年金額等を円によりお受け取りいただく場合には、円支払特約により円に換算された解約返戻金額を年金原資額として取り扱います。この場合、以後、外貨建のお支払いはできません。

契約概要

遺族年金特約

(災害) 死亡保険金を年金で受け取ることができます



- この保険の死亡保険金、災害死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて年金でお受取りいただけます。
 - 年金の種類は確定年金のみとなります。年金受取期間は、5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年からご指定いただけます。
 - 被保険者がお亡くなりになった日(被保険者がお亡くなりになった後にこの特約を付加したときはこの特約を付加した日)を年金基金設定日として死亡保険金、災害死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当します。年金開始日は年金基金設定日となります。
- ※年金額は、年金基金設定日における年金受取期間、基礎率等(予定利率*等)に基づいて計算され、算出されるものです。ただし、1回あたりの年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額(米ドル建の場合500米ドル、ユーロ建の場合500ユーロ、豪ドル建の場合500豪ドル、円建の場合2万円(将来変更される可能性があります))に満たない場合、お取扱いできません。
- * 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。
- ※運用通貨が外貨で、この特約の年金額等を円によりお受取りいただく場合には、円支払特約により円に換算された保険金額を年金基金に充当して取り扱います。この場合、以後、外貨建のお支払いはできません。

6 配当金について

この保険には配当金はありません。

7 解約(減額=一部解約)について

この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金額に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減します(解約日に計算される積立利率+0.3%が、この保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金額は減少することがあります)。また、契約日から10年以内に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 保険期間中、いつでも保険契約を解約(減額)できます。
- 解約(減額)時には下記の式により解約返戻金額が算出されます。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約日(減額日)} * 1 \text{の積立金額} \times (1 - \text{①市場価格調整率} - \text{②解約控除率} * 2)$$

*1 解約日(減額日)とは、所定の必要書類がジブラルタ生命に到着した日となります。また、積立利率計算基準日を解約日(減額日)に指定することもできます。

*2 解約控除率は契約日から解約日(減額日)までの年数が10年未満の場合、適用されます。

- 解約日(減額日)が各積立利率計算基準日となる場合、市場価格調整・解約控除はともに行われなため解約返戻金額は積立金額と同額になります。
- 基本保険金額を減額する場合、減額する基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。なお、減額後の基本保険金額は以下の基本保険金額(将来変更される可能性があります)を限度とします。

対象	米ドル	ユーロ	豪ドル	円
基本タイプ	2万米ドル	2万ユーロ	3万豪ドル	200万円
積立金定期引出タイプ	5万米ドル	5万ユーロ	5万豪ドル	—

①市場価格調整率

- 運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金額に反映させるもので、経過年数や金利により変動します。「適用されている積立利率」が「解約日(減額日)に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\%) * 1}{1 + \text{解約日(減額日)に計算される積立利率}(\%) * 2 + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数} * 3}{12}}$$

*1 適用されている積立利率…解約日(減額日)の属する積立利率適用期間中、この保険契約に適用されている積立利率

*2 解約日(減額日)に計算される積立利率…解約日(減額日)を契約日として新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率

*3 残存月数…解約日(減額日)からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数(月数未満切り上げ)

※市場価格調整率の上限・下限はありません。ただし、解約返戻金額がゼロを下回ることはありません。

※市場価格調整率について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

②解約控除率

- 契約日からの経過年数が10年未満の解約(減額)の場合、解約(減額)する積立金額に対し経過年数に応じた所定の解約控除率を適用します。

	契約日からの経過年数*										
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
外貨建	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	—
円建	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	—

*経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日または減額日までの年数をいいます。

5 ご加入条件について

- 保険期間 終身
- 契約日の被保険者の年齢範囲(満年齢) 15歳~87歳
- 取扱保険料額

		米ドル	ユーロ	豪ドル	円
基本タイプ (積立金定期引出特約を付加しない場合)	最低	2万米ドル (取扱単位:100米ドル)	2万ユーロ (取扱単位:100ユーロ)	3万豪ドル (取扱単位:100豪ドル)	200万円 (取扱単位:1万円)
	最高	5億円*1			
積立金定期引出タイプ (積立金定期引出特約を付加した場合)	最低	5万米ドル (取扱単位:100米ドル)	5万ユーロ (取扱単位:100ユーロ)	5万豪ドル (取扱単位:100豪ドル)	—
	最高	5億円*1			

*1 各契約の契約日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算されます。なお、同一被保険者ですべてにご契約いただいている積立利率更改型一時払終身保険と通算されます。

- 払込方法 一時払のみ
- 告知 職業告知のみ
- 死亡保険金受取人*2 被保険者の2親等以内の親族

*2 契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。

契約概要

【解約返戻金額の計算例】

設定例 ●運用通貨…米ドル ●積立利率…年3.00% ●解約時の積立金額…1万米ドル ●経過年数…5年
●解約日に計算される積立利率…年3.50%

①市場価格調整率の計算…残存月数=5(年)×12=60(月)

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1+3.00\%}{1+3.50\%+0.30\%} \right]^{60/12} = 1 - \left[\frac{1.03}{1.038} \right]^5 = 1 - 0.962053 \dots = 0.0379 \text{ (小数第5位を四捨五入)}$$

②解約控除率…経過年数は5年以上なので、解約控除率は5.0% (=0.05)

解約返戻金額…以上の結果より、解約返戻金額=10,000×(1-0.0379-0.05) = **9,121米ドル**

※解約返戻金額は、セント未満を四捨五入します。



解約(減額)をご検討される際には、市場価格調整率、解約控除率に加えて、解約返戻金額の円換算額(為替リスク)もご考慮ください。

※解約(減額)時の為替相場で円に換算した場合、ご契約時における為替相場で円換算した一時払保険料相当額を下回ることがありますのでご注意ください。

8

為替リスクについて

外貨建(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建)のご契約について、保険料を円で払い込む場合や、保険金額等を円で受け取る場合(外貨で受け取った後、円に換算して受け取る場合を含みます)等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- ・この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。
- ・為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(TTSとTTBの差額)のご負担が生じるため、保険金額等をお払込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

9

諸費用について

- 諸費用について、くわしくは13～14ページの「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

Memo

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

⚠️ 必ずご確認ください事項

■ご契約にかかる費用について

ご契約にかかる費用の合計額は積立利率の計算の際に用いる「保険関係費用」と各種お取扱い、お受取りの際にご負担いただく費用となります。

●積立利率について

お申込みいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、契約日および各積立利率計算基準日に適用された積立利率で運用します。積立利率は、保険関係費用を差し引いた利率となります。保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率、積立金定期引出特約を付加した場合には、定期引出に要する率*を加えたものをいいます。

*定期引出に要する率は毎年の定期引出額をお支払いする為に要する率から算出しています。定期引出に要する率は積立利率の設定のたびに変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。

●外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

【保険料を円で払い込む場合の費用】

・円を外貨に交換する為替レート (TTS) と仲値 (TTM) との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます (くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

【保険金額・定期引出額等を円で受け取る場合の費用】

・「円支払特約」を付加、または「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用して保険金額・定期引出額等を円でお受取りいただく場合の為替レートと仲値 (TTM) との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

通貨	円支払特約用・積立金定期引出特約 (定期引出金を円により支払う場合の特則) 用の為替レート (ジブラルタ生命所定の為替レート)
米ドル	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM -1銭
ユーロ	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM -2銭
豪ドル	ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM -3銭

※当該費用は将来変更される可能性があります。

(平成22年3月現在)

【保険金額等を外貨で受け取る場合の費用】

- ・取扱金融機関により諸手数料 (リフティングチャージ等) が必要な場合があります (金融機関ごとに諸手数料は異なるため一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ・外貨でのお受取りにかかる手数料 (ジブラルタ生命から契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料) をお受取額より差し引くことがあります (送金先金融機関により手数料は異なるため一律に記載することができません。お受取時にジブラルタ生命にご確認ください)。

●年金、遺族年金受取期間中にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0% (平成22年3月現在) を年金受取日に積立金額より控除します。

※当該費用は将来変更される可能性があります。

※年金支払移行特約 (積立利率更改型一時払終身保険用) および遺族年金特約によるお取扱いです。

●解約 (減額) の際にご負担いただく費用

契約日から10年以内に解約 (減額) する場合、解約 (減額) する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます (所定の解約控除率については10~11ページ「解約 (減額=一部解約) について」をご覧ください)。

■為替リスクについて

外貨建 (米ドル建・ユーロ建・豪ドル建) のご契約について、保険料を円で払い込む場合や、保険金額等を円で受け取る場合 (外貨で受け取った後、円に換算して受け取る場合を含みます) 等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等をお申込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお申込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

・この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。

・為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分 (TTSとTTBの差額) のご負担が生じるため、保険金額等をお申込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお申込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

■市場金利に応じて解約返戻金額が増減することについて

この保険は運用資産 (債券等) の価値の変化を解約返戻金額に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減します (解約日に計算される積立利率+0.3%が、この保険契約に適用されている積立利率より高い場合には、解約返戻金額は減少することがあります)。また、契約日から10年以内に解約する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

注意喚起情報

1

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除について (クーリング・オフ制度)

●本商品はクーリング・オフ制度の対象です。申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は申込日または本書面についての同意確認日のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内であれば書面により運用通貨*ごとにお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。

*当注意喚起情報では、各通貨建(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)契約における通貨を運用通貨といえます。

●お申込みの撤回等をした場合、外貨建(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建)契約の場合は外貨建の一時払保険料と同通貨で同額を返金します。この場合、返金した外貨(米ドル・ユーロ・豪ドル)を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。

●お申込みの撤回等の方法としては、お申込みの意思を記載した書面をジブラルタ生命本社宛に発信もしくは直接提出していただく方法(*)があります。この場合、書面には申込者等の氏名(自署)、住所、申込書番号(申込書控に印字)および運用通貨を記入し、押印(申込書兼告知書と同一印)のうえお申込みの撤回等をする旨を明記してください。

*お申込みの撤回等の意思を記載した書面を郵便等で送付された場合は、申込日または本書面についての同意確認日のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の消印まで有効とします。お申込みの撤回等の意思を記載した書面をジブラルタ生命本社に直接提出された場合は、その書面がジブラルタ生命本社で受理された日が、申込日または本書面についての同意確認日のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の場合まで有効とします。

●複数の運用通貨をお申込みいただいたご契約は、運用通貨ごとに独立した契約となります。したがって、クーリング・オフのお申出をしていただく際は、運用通貨ごとのお申出が必要となります。

●以下の場合には、クーリング・オフのお取扱いをいたしません。

- ・債務履行の担保のための保険契約である場合
- ・既契約の内容変更である場合

2

職業等の告知義務について

◆契約者や被保険者にはご職業等重要な事柄についてありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。生命保険は、多数の方々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が無条件に契約すると保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、ご職業等について、「契約申込書兼告知書」の告知事項欄にて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。重要な事柄について故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、告知義務違反となりご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。

◆契約申込書兼告知書による告知は、公平な生命保険の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご自身が、ありのままを正確にもれなくお答えください。

◆告知受領権は生命保険会社であるジブラルタ生命が有しております。

◆販売の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は告知受領権がなく、販売の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず契約申込書兼告知書にて告知してください。

◆生命保険制度の健全な運営を目的として、ご契約の申込後または保険金・給付金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、ジブラルタ生命社員またはジブラルタ生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。

◆告知いただく事柄について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。

告知にあたり、販売の担当者(保険販売資格をもつ募集人)が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、ジブラルタ生命はご契約または特約を解除することはできません(万一このような行為があった場合は、すみやかにジブラルタ生命コールセンターへご連絡ください)。ただし、販売の担当者(保険販売資格をもつ募集人)のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、ジブラルタ生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、ジブラルタ生命はご契約または特約を解除することができます。

◆責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由等が2年以内に発生していた場合にはご契約を解除することができます。

◆ご契約を解除した場合に、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。(ただし、「保険金等の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります。)この場合には、すでにお払込みいただきました保険料はお返ししません。解約返戻金があれば契約者にお支払いします。

◆上記以外にもご契約の締結状況により保険金等をお支払いできないことがあります。例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日からの年数は問いません(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります)。また、すでにお払込みいただきました保険料はお返ししません。

3

保障の責任開始日について

●ジブラルタ生命がご契約の保障を開始する責任開始日(契約日)は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額がジブラルタ生命に着金した日のいずれか遅い日です。必ずしも契約日と申込日(保険料をお払込みいただいた日)が同一とはなりませんのでご注意ください。

4

保険金等をお支払いできない場合について (詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)

代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- ◆責任開始期前の不慮の事故等を原因とする場合。
- ◆告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除になったか、または詐欺により取消しとなった場合。
- ◆保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき等重大事由によりご契約が解除された場合。
- ◆保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- ◆保険金等の免責事由に該当した場合(例：責任開始日から2年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意または重大な過失による支払事由該当等)。

5

解約されても払込保険料の全額は戻らないことがあります

●お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、解約されると解約返戻金額は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。

●外貨建(米ドル建・ユーロ建・豪ドル建)契約については、解約返戻金額を円または払込時の通貨と異なる通貨でお受取りいただく場合、お受取時における為替相場の変動による影響を受けます。

●解約返戻金額の計算方法等くわしくは10~11ページ「解約(減額=一部解約)について」をご覧ください。

6

生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

●保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

●ジブラルタ生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

●生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820(月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時)、ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。

注意喚起情報

7 預金等との違いについて

■当終身保険はジブラルタ生命を引受保険会社とする保険商品です。このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)。

8 現在のご契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- ◆現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となります。多くの場合は解約返戻金額は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金額は、ごくわずかとなる場合があります。
- ◆一般のご契約と同様に告知義務があり、「新たにご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除を行うことがあります。
- ◆詐欺によるご契約の取消しについても、新たにご契約の締結に際しての詐欺行為がその対象となります。
- ◆新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態、職業等によりお断りする場合があります。

9 税務のお取扱いについて(詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)

[外貨建の税務上の換算レートについて]

●この保険の税務上のお取扱いについては、外貨(米ドル・ユーロ・豪ドル)を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様になります。一般的につきの為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1
一時払保険料	保険料受領日	TTM (対顧客電信仲値)
死亡保険金*2 災害死亡保険金*2	被保険者の死亡日	〈相続税の対象となる場合〉TTB (対顧客電信買相場) 〈所得税の対象となる場合〉TTM (対顧客電信仲値)
解約返戻金*2	解約日(減額日)	TTM (対顧客電信仲値)

*1 ジブラルタ生命の行う税務計算上はジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM (対顧客電信仲値) およびジブラルタ生命所定のTTB (対顧客電信買相場) に準じる為替レートを適用します。

*2 円支払特約により円でお受取りになっている場合は、円で受け取った金額となります。

[お払込みいただく保険料について]

●お払込みいただく保険料は生命保険料控除の対象となります。一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。

[解約返戻金について]

●解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等*の差額が所得税(一時所得)の対象となります。

*減額した場合は減額部分の解約返戻金額が、また、積立金定期引出特約が付加されたご契約で定期引出額を受け取った場合は、それまでに受け取った定期引出額の必要経費相当額が差し引かれます(くわしくは19ページの「(ご参考)積立金定期引出特約が付加した場合の税務取扱いについて」をご覧ください)。

年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)を付加して年金としてお受取りになる場合について

この特約を付加して年金として受け取る場合、毎年お受取りになる年金は、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)の対象となります。

[(災害)死亡保険金について]

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税*
契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

*相続税の課税対象となる場合、他の生命保険金等と合算して生命保険金の非課税金額(500万円×法定相続人の数)の対象となります。くわしくは下記「生命保険金の非課税金額について(相続税法第12条)」をご参照ください。

[一時所得について]

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ [\text{収入} - \text{必要経費 (払込保険料等)}] - \text{特別控除 (50万円)} \} \times 1/2$$

[生命保険金の非課税金額について(相続税法第12条)]

契約者(保険料負担者)と被保険者が同一で、死亡保険金の受取人が相続人のときは、他の生命保険金等と合算して次の控除が適用されます。

$$\text{生命保険金の非課税金額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

[定期引出金について](くわしくは19ページの「(ご参考)積立金定期引出特約が付加した場合の税務取扱いについて」をご覧ください)

●定期引出金の額(定期引出額)は一部解約ではなく保険契約に基づく給付であるため、年金(終身年金)として所得税法の規定が適用されます。したがって、毎年受け取る定期引出額から必要経費*1を差し引いた金額が所得税(雑所得)の対象となります。

$$*1 \text{ 必要経費} = \text{定期引出額} \times \frac{\text{一時払保険料相当額}^{*2}}{\text{定期引出金受取り予定総額}^{*3} + \text{死亡保険金額}^{*4}}$$

*2 保険料受領日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM (対顧客電信仲値) で円換算した金額となります。

*3 初回の定期引出額×第1回の定期引出日における被保険者の余命年数となります。

*4 第1回の定期引出日におけるジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM (対顧客電信仲値) で円換算した金額となります。

●定期引出金受取後に解約する場合、解約返戻金額から必要経費*5を差し引いた金額が所得税(一時所得)の対象となります。

*5 必要経費=一時払保険料-それまでに受け取った定期引出額の必要経費相当額

注意喚起情報

(ご参考) 積立金定期引出特約を付加した場合の税務取扱いについて

[定期引出額の課税について]

【定期引出額の課税対象額の計算例】

(ご契約例)

- 被保険者:男性 ●契約時の被保険者年齢:60歳(第1回の定期引出日における被保険者の年齢:61歳)
- 第1回の定期引出日における被保険者の平均余命:18年(所得税法施行令82条の3)
- 運用通貨:米ドル ●契約日の積立利率:年2.1%

- ・一時払保険料:10万米ドル(保険料受領日のTTMを100円とした場合の円換算後の一時払保険料相当額:1,000万円)
- ・定期引出額:189,000円(当ご契約例に基づく定期引出額2,100米ドルを第1回の定期引出日の積立金定期引出特約(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レート(90円と仮定)で円換算した額)
- ・第1回の定期引出日の死亡保険金額:10万米ドル(第1回の定期引出日のTTMを90円とした場合の死亡保険金相当額:900万円)

【必要経費の計算例】

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= \text{定期引出額} \times \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{定期引出金受取予定総額} + \text{死亡保険金額}} \\ &= 189,000(\text{円}) \times \frac{10,000,000(\text{円})}{(189,000(\text{円}) \times 18(\text{年})) + (9,000,000(\text{円}))} \\ &= 189,000(\text{円}) \times 0.81^{*1} \quad *1 \text{ 小数点第3位以下切上げ} \\ &= 153,090\text{円}^{*2} \quad *2 \text{ 円未満切捨て} \end{aligned}$$

毎年受け取る定期引出額から必要経費を差し引いた残額が雑所得としてその年の他の所得と合算して計算されます。当事例の場合、第1回の定期引出額189,000円から153,090円が差し引かれた35,910円がその年の他の所得と合算され総合課税されます。

[定期引出金受取後に解約した場合の課税について]

【一時所得の課税対象額の計算例】

(設定例)

- 上記ご契約例について、第2回以降の定期引出日における積立金定期引出特約(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レートが第1回の定期引出日における当為替レートと同じレートで推移したものとし、かつ、契約日から10年目の契約応当日に解約した場合
- ・解約返戻金額:10万米ドル(解約日のTTM*を90円とした場合の円換算後の解約返戻金相当額:900万円)
- *円で受け取る場合は、円支払特約用の為替レートを適用します。

【必要経費の計算例】

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= \text{一時払保険料} - \text{それまで受け取った定期引出金等に対する必要経費}^{*} \quad * \text{減額等がないものとします。} \\ &= 10,000,000(\text{円}) - (153,090(\text{円}) \times 10(\text{年})) = 8,469,100(\text{円}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{一時所得の課税対象金額} &= \{[\text{収入} - \text{必要経費}(\text{払込保険料等})] - \text{特別控除}(50\text{万円})\} \times 1/2 \\ &= \{9,000,000(\text{円}) - 8,469,100(\text{円}) - 500,000\text{円}\} \times 1/2 = 15,450\text{円} \\ &\quad * \text{他に一時所得の収入金額がないものとします。} \end{aligned}$$

当事例の場合、解約返戻金相当額より必要経費および特別控除を差し引いた2分の1の金額(15,450円)が他の所得と合算され総合課税されます。

上記内容は平成22年1月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。


10

お問い合わせ窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】

ジブラルタ生命保険株式会社 コールセンター
(受付時間/平日 8:30~20:00、土曜 9:00~17:00(日曜・祝日を除く))

 **0120-59-2269**

- (社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会(あっせん委員)を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ジブラルタ生命の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)、ジブラルタ生命の提携団体、提携会社等についてはジブラルタ生命ホームページ(<http://www.gib-life.co.jp/>)に掲載しておりますのでご覧ください。

この商品に係る認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です。

※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引に係る消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。

11

保険金・給付金等のご請求について

- 保険金・給付金等のお支払いに関する手続き等についてご確認ください。
- ・支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「ホームページ」、「保険金・給付金のご請求等のご案内」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、契約者の住所等を変更された場合にはすみやかにご連絡ください。
- ・お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、すみやかにジブラルタ生命のコールセンターにご連絡ください。
- ・ジブラルタ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがあります。
- ・保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

- 積立利率更改型一時払終身保険にかかる金銭の授受は、保険契約締結の際、契約者がお申込みいただいた運用通貨(米ドル・ユーロ・豪ドル・円)で行います。運用通貨が外貨の場合、同金銭のお受取りには、運用通貨で受領できる口座が必要となります(円支払特約により円で年金額・死亡一時金額・保険金額・解約返戻金額・積立金額を受け取る場合を除きます)。
- 円支払特約により年金額・死亡一時金額・保険金額・解約返戻金額・積立金額を円に換算する場合は、ジブラルタ生命所定の為替レートをを用いるものとし、その円換算額は営業日毎に変動します。
- 積立利率は契約日の利率を適用します。契約日は、告知日と一時払保険料相当額がジブラルタ生命に着金した日のいずれか遅い日です。ただし、一時払保険料相当額に不足があり、追加の保険料をお申込みいただいた場合には、契約日は、告知日と追加の保険料がジブラルタ生命に着金した日のいずれか遅い日となります。
- 1枚の申込書で複数の運用通貨をお申込みいただいたご契約は、運用通貨ごとに独立したご契約となります。この場合、保険証券は運用通貨ごとに発行されます。したがって、同時にお申込みいただいたご契約であっても、各ご契約の間で通貨を移転したり、一方の通貨に集約したりすることはできません。また、クーリング・オフや解約・減額等につきましても、それぞれのご契約ごとにお申出をいただく必要があります。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。
 - ・被保険者と契約者が異なるご契約の場合、一定の事由に基づき、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

※この制度は平成22年4月1日以降に締結された保険契約について、被保険者が契約者に解約の請求をした場合に適用されます。

※被保険者からご契約の解約を請求する場合の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

※契約者からの解約はいつでも将来に向かってジブラルタ生命に対して行うことができます。

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、ジブラルタ生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

取得する個人情報の利用目的について

ジブラルタ生命はこのご契約のお申込みにおいて取得する個人情報を以下の目的のために利用します。なお、取得する個人情報とは、申込書、告知書等の診査関係書類、口座振替依頼書、その他付属書類等、新契約のお申込みに関する各種お手続きの際にジブラルタ生命が取得するものを指します。

- ①各種保険契約のお引受け・継続・維持管理・保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ジブラルタ生命業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

医療・健康等の機微(センシティブ)情報について

ジブラルタ生命は、上記に掲げる利用目的達成のために、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用します。なお、機微(センシティブ)情報の利用は既にジブラルタ生命が取得しているものを含みます。また、告知内容についてご確認いただくために、ご記入いただいた告知書の写し(または告知内容)を保険契約者にお知らせする場合があります。

個人情報の第三者提供について

ジブラルタ生命は、保険契約者との間の保険契約について、引受リスクの適切な分散のために、再保険を行うことがあります(再保険会社はジブラルタ生命から引き受けた再保険を、さらに別の再保険会社に再保険を行うことがあります)。その場合は、再保険会社における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を提供することがあります。

支払査定時照会制度について

ジブラルタ生命は、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、ジブラルタ生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。